

平成17年6月10日  
四国財務局

株式会社香川銀行に対する行政処分について

1. 株式会社香川銀行（本店：高松市）については、複数の営業店で顧客預金の着服・流用等の不祥事件が発生したことから、銀行法第24条第1項等の規定に基づき事実関係及び発生原因の報告等を求めたところ、平成15年2月の業務改善命令を受けて策定された法令等遵守態勢の確立等に向けた同行の取組みが不十分であり、事故の未然防止等のための内部牽制機能が十分に発揮されていないことなど内部管理態勢に重大な問題があると認められた。
2. このため、本日、同行に対して、銀行法第26条第1項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

- (1) 業務改善命令を受けて策定された改善策がその実効性を確保できず、その後も複数の営業店において不祥事件が発覚したことを踏まえ、法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。
  - 法令等遵守に係る経営姿勢の明確化（責任の所在の明確化を含む）と法令等遵守重視の企業風土の醸成
  - 取締役会及び本部の機能強化による全行的な法令等遵守態勢の確立
  - 営業店における厳正な事務処理の徹底と内部牽制機能の充実・強化
  - 本部監査機能の充実・強化
  - 適切な人事管理の実施
- (2) 上記(1)に関する業務改善計画を平成17年7月11日までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、その実施状況を3ヶ月ごとに報告すること。

連絡・問い合わせ先  
四国財務局・金融監督第一課  
087-831-2131